

石野所長！処分乱発では 社員の心は離れるばかりですよ！

昨年10月31日、突然社員に対して行なった「社員家族証明書」（社員の家族が乗車券を購入するために必要な証明書）の確認作業において、組合員は母親の家族証明書が、既に6年前に有効期限が切れており田舎の母親がどこかに仕舞っていて「紛失」扱いとされました。会社はこの6年の間、発行した証明書の確認をいっさい行わず、突然点検するとして組合員に提出を求めました。

しかし、これまで使用頻度も少なく何処かに持ち出したわけでもないため探しましたが見当たりませんでした。組合員は会社にその旨を説明しましたが、会社はその事を「時系列等報告書」に記入するように言いました。会社自身が今まで一度も「点検」を行なってないことを棚に上げ、その責任を組合員に押し付けることを目的とした「時系列等報告書」について組合員は応じることは出来ないことから記入を拒否しました。

私たちはこの間、「時系列等報告書」の目的は、状況報告書と顛末書が一体となっており、状況を淡々と書いたとしても、その起きた事象の責任を社員に転嫁するもの。また、「書かせる」目的をもって会社・管理者の命令に従う「従順な社員」づくりに利用するものであるとして反対してきました。

また、昨年10月27日、熱海駅を発車した列車が、駅の列車防護スイッチ扱いによって緊急停車しました。運転を担当していた組合員は、すみやかに車掌や各関係箇所との連絡を行なって安全に列車を発車させました。会社は、組合員からの報告を受けて事実確認しているにも関わらず、職場に戻ってきてからも「迅速な報告」が必要だとか、「報告の義務」を押し付けるばかりで、既に列車を無事運転してきている事実があり、今更「時系列等報告書」に書いて何が「迅速」になるのでしょうか。結果、組合員は、労務管理を目的とした「時系列等報告書」の強要を拒否しました。

しかし会社は、年末年始のあわただしい時期に「社員家族証明書」に関する組合員へは「嚴重注意」（12/30）を、列車防護スイッチ扱い後の速やかな取扱いを行なった組合員には「訓告」（1/7）の不当処分を行なってきました。（尚、この組合員に対しては、11月17日に、東京駅発車前の機転を利かせた応急処置で列車の遅れを最小限に止めた事象についても会社は嚴重注意を通告しています。）私たちは、今回の処分を断固許さず、今後も「時系列等報告書」の狙いを明らかにしながら反対の闘いを進めていきます。

私たちの「時系列等報告書」反対の闘いの意義が職場に広まることに恐怖した会社は、規程をも書き換えて、処分を乱発してきました。こういった処分乱発は、労務管理の強化になるのでしょうか。処分は職場を暗くし、社員の心が真の安全を守るためという気持ちから、処分を恐れるための自己保身ににつながり、仕事の集中力を欠いた作業がミスや事故を増やすことになるのではないのでしょうか。

「嚴重注意」「訓告」の不当処分乱発で安全は守れません！